

災害！そのときどうなるの??

問 防災課防災計画係
☎(95)9874

今回のテーマ 避難所での感染症防止対策



新型コロナウイルスの感染が拡大しているなかで、避難所に避難するのが不安です。今までの避難所と何が変わるのですか。何に気をつけたらよいのですか。



まず、感染者やその濃厚接触者、無症状の人が交わらないようにすることが大切です。

●ポイント1 避難所は最後の手段に

自宅周辺の災害リスクをハザードマップで確認しましょう。自宅での避難（在宅避難）や、親戚・知人宅などへの避難（分散避難）が可能な人はそちらへの避難を優先してください。

●ポイント2 避難所 今までの違い

避難所では、以下の感染防止対策を図り、感染リスクの軽減に努めるので協力をお願いします。

- ・受付時に聞き取りや検温を行い、健康状態をチェックします。
- ・症状によって避難スペースを区分します。
- ・可能であれば常時換気をします。

●ポイント3 避難所内での注意

- ・避難所には非常持出袋（食料、飲み物、各自必要な物）を持参してください。特にマスク、体温計、アルコール消毒液、ビニール袋は必ず持参してください。
- ・避難所内は土足厳禁です。靴は各自ビニール袋に入れるなどしてください。
- ・避難者同士の間隔は1m以上あけてください。
- ・避難所内ではマスクの着用をお願いします。
- ・こまめに手洗い、アルコール消毒をするようにしてください。
- ・定期的に検温を行い、体調管理に努めてください。体調に不安を感じる時は避難所の係員に相談してください。

指定難病および特定疾患見舞金申請受付

県の特定医療費受給者証または特定疾患医療給付事業受給者票を所持し、現在治療を受けている人に見舞金を支給します。

対象 10月1日現在、6か月以上市に住民登録があり、県の特定医療費受給者証または特定疾患医療給付事業受給者票を持つ人

支給額 年額5千円

持ち物

①特定医療費受給者証または特定疾患医療給付事業受給者票の写し（有効期限内のもの、10月2日以降の新規取得者は本年度対象外）

②印鑑

③通帳など本人名義の振込先の分かるもの

申込み 10月1日(木)～令和3年3月31日(水)に福祉課社会福祉係 ☎(95)9884